

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

G6 合併協議会だより

第12号 平成15年4月発行

中学生になったから、
もっとみんなにわかり
やすく質問するわね。



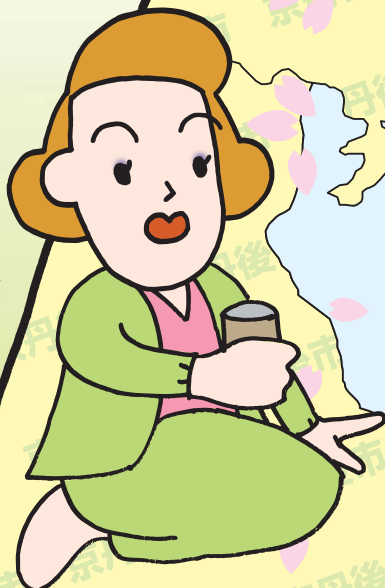
まだ自治会のこと
や町職員の身分な
どが残っています。



ずいぶん進んだ
ようだけど。



今の丹後は花の季節ね。



良いまちにするため
の知恵をみんなで出
しましょう。



目次

第9回合併協議会……………	p 2	小委員会概要……………	p 9
確認された合併協定項目…	p 3	丹後の5月……………	p 16
ちょっと聞いたら……………	p 6		

第9回

～網野町アミティ丹後～

合併協議会開催



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会の第九回合併協議会が、三月二十六日、網野町のアミティ丹後で開かれ、小委員会での協議を終えた多くの合併協定項目が議題として提案され、全て確認されました。

提案されたのは、「情報公開」「防災関係」「選挙事務（その二）」「地方税（その二）」「納税関係」「人権啓発」「環境事務」「学校教育」「学校給食」「農林水産業」「商工観光事業」の十一項目です。協議会では、委員から法人住民税と法人税制について、なぜ制限税率を適用する調整案となったか、また複数担任授業のチームティーチング事業について、商工会や観光協会の新市との関係などについて意見が出されました。

第9回合併協議会概要より

どんな内容なのかな？

確認された

合併協定項目



ユメ夫

第九回合併協議会で確認された協定項目について項目ごとに説明します。

ノコちゃん

今回は十二項目も確認されたのね。

合併協定項目 一九―二 「情報公開の取扱い」

ユメ夫

住民の知る権利を保障し、公正で開かれた行政を行うっていくという新市建設計画中間案の基本方針にのっとり、情報公開条例を制定するとともに、新市では「コンピュータ情報も含め個人情報」の新しい保護条例を制定することが確認されました。

ノコちゃん

新しい市になれば、今まで二つの役場でやっていたのと同じ、扱う個人情報もはるかに多いでしょうから、ちゃんとルールを作っておくってほしいのね。

合併協定項目 一九一七

「防災関係の取扱い」

ユメ夫

防災については、各町にある地域防災計画を基本に調整し、新市において速やかに策定することが確認されました。また、防災行政無線の整備されていない大宮・弥栄・久美浜町には速やかに整備すること、網野町に戸別受信機、丹後町に屋外スピーカーの増設もあわせて確認されました。

ノコちゃん

これまで地元負担のあった、防火水槽や消火栓及び消火栓器具については、全額新市が負担して整備していくことも確認されたのね。

合併協定項目 二二一四

「選挙事務の取扱い（その1）」

ユメ夫

現在、六町にある投票所についてはそのまま新市に引継ぎ、新市になってから数などの見直しをすること、新市の市長・市議会議員の立候補者の選挙運動用自動車やポスター作成費の公費負担について、条例を制定し実施することが確認されました。

ノコちゃん

ポスターの掲示場については、新市の

市議会議員が三十人ということから、その立候補者の数を考えると、とうてい現在の掲示場では対応できないことが予想されるので、新市移行までに法に基づいて減らすことも確認されたのよ。

ユメ夫

なお、農業委員会選挙については、投票所などは同じですが、ポスターの掲示場は公職選挙法が適用されないので設置されません。

ノコちゃん

不在者投票は、新市の支所となる現在の役場でできるんだって。

合併協定項目 八

「地方税の取扱いに関すること（その1）」

ユメ夫

個人住民税の所得割や課税標準についてはそのまま新市へ移行、また均等割については地方税法の規定により新市では二千五百円となるなどが確認されました。法人住民税では府内市町村の大多数に合わせ制限税率を適用すること、そのうち、法人税割は丹後六町の経済状況等を考慮し、峰山町の二三・五^分の制限税率を適用することも確認されました。

ノコちゃん

京都府内の市は全て、町村の約四分の三が制限税率を適用しているんだって。

ユメ夫

法人関係税は全体では若干減収となりますが、少子高齢化社会の行政需要を考えると、一定の税収は確保しなければなりません。

ノコちゃん

固定資産税や軽自動車税、たばこ税などの税率や納期などは現行どおりとし、原動機付き自転車や小型特殊のナンバープレートは、そのまま新市でも使えるのよ。

合併協定項目 一九一〇

「納税関係の取扱い」

ユメ夫

町民税、固定資産税、国保税については、一緒に徴収する集合徴収とし、十期に分けて徴収することが確認されました。

ノコちゃん

これまで、税金を一括納付するともらえた前納報奨金については、府内では、廃止や縮小見直しを大半の市町村で行っている状況の中で、六町を調整し、交付率〇・二五^分ということで確認されたのよ。

合併協定項目 一九一四

「人権啓発の取扱い」

ユメ夫

新市に移行後、啓発推進組織を設置し

引き続き人権啓発事業を実施していくことが確認されました。

ノコちゃん

講演会や研修会などの啓発事業や特設相談などは、現在行っている事業を基本として新市に移行されるのよ。

合併協定項目 一九一三

「環境事務の取扱い」

ユメ夫

火葬場の使用料については、現在、峰山・大宮・丹後・弥栄の四町で組織している竹野川環境衛生組合の使用料一万五千元に統一することや、老朽化した施設の整備を検討することが確認されました。また、現在弥栄町を除く五町で下水道事業が進められています。

火葬場使用料

遺体 15,000円(12歳未満の遺体10,000円)
死産、流産児、産汚物等 4,000円

し尿処理手数料

200ℓまで1,600円
200ℓ超過分 25ℓごとに200円を加算

浄化槽汚泥

1,800ℓ当たり1,500円

が、まだまだし尿処理を必要とする地域があり、これについても竹野川環境衛生組合の処理手数料に統一することが確認されました。

例えば、し尿処理が250ℓの場合
=2,000円になるよ



ノコちゃん

支払方法も、竹野川環境衛生組合のチケット方式に統一されることが確認されたよ。

合併協定項目 一九二〇

「学校教育の取扱い」

ユメ夫

現在の、六町の教育委員会で行われている事務に関しては、法令に基づき現行のまま新市へ移行すること、就学奨励補助や育英事業についても六町の制度を統一して新市に継承することが確認されました。

ノコちゃん

各町に配置されている英語指導助手や、複数担任で授業を行うチームティーチング事業も適正配置を考え実施

されるそうよ。

ユメ夫

スクールバスの運行については、新市においても実施されますが、運用についての工夫も検討するよう確認されています。

ノコちゃん

教育委員会がどこに設置されるかは、これからの行政組織の検討の中で決められるのよ。

合併協定項目 一九二一

「学校給食の取扱い」

ユメ夫

学校給食については、現在実施されている給食センター方式と学校で調理する自校方式についてはそのまま新市に移行し、新市の教育委員会で施設整備や将来の児童・生徒数を考慮して検討することが確認されました。

ノコちゃん

四町で取り入れられている米飯給食については、「おいしい米消費拡大補助」として保護者負担を軽減させるため、制度の範囲内で新市においても実施されることが確認されました。

合併協定項目 一九二八

「農林水産事業の取扱い」

ユメ夫

各町で実施されている農業・林業・

水産振興に係る計画や事業については、各地域の特性を踏まえて、新市において速やかに調整することが確認されました。また農業においては、土地改良事業について引き続き国府補助事業を活用して実施すること、独自のものとして農業用ビニールシートなどの処分

に係る支援など環境への配慮の継承、林業においては、緑化推進を現行のまま新市に継承すること、また近年被害が増大している有害鳥獣対策事業は新市において補助率を統一して実施すること、水産業については、資源管理、栽培漁業推進事業については水産資源の増殖の観点から、新市において制度を一元化し実施することなども確認されました。

ノコちゃん

今まで、ほ場整備、農道・林道、漁港など基盤整備についての、国や府の事業や町単独事業に係る受益者分担金については新市で新たに定めるが、農林水産業の振興に役立てる率とすることも確認されたのよ。特に小規模の集落での事業実施について配慮がされたのよ。

合併協定項目 一九二九

「商工観光事業の取扱い」

ユメ夫

商工振興事業については新市に移行

後調整すること、特に観光商品やふるさと産品開発については、新市において新たな新商品開発支援事業に統合していく方向で確認されました。また、雇用促進・支援事業についての制度化を検討すること、現在二町で実施されている職業能力向上支援事業は市の全域の制度とすることなども確認されました。既存の融資制度については一旦廃止し、新市では国・府の融資制度の状況を見ながら、実効性のある融資制度を検討することとし、利子補給制度については中小企業金融対策として必要であり、現在の各町の制度を調整して実施することなども確認されました。

ノコちゃん

各町で行われている商工観光イベントについては、活気あふれるまちづくりなどを考え新市に引き継がれるそうよ。それに、今まで町が実施主体のイベントについては住民参加の実行委員会方式にしていくことを検討することも確認されたのよ。

ユメ夫

観光振興事業では、魅力あるまちづくりを推進するため事業を実施すること、弥栄町森林公園スリス村や浅茂川温泉「静の里」といった、各町の商工観光関連施設の使用料については、現行のまま新市に移行することも確認されました。

第9回 合併協議会

合併協定項目の協議状況一覧表

(平成15年3月26日現在)

番号	合併協定項目	経過	確認年月日	番号	合併協定項目	経過	確認年月日
1	合併の方式に関する事	協議会確認	第6回H14.11.22	19-11	国民健康保険の取扱い	小委員会協議中	
2	合併の期日に関する事	協議会確認	第6回H14.11.22	19-12	保育所の取扱い	協議会確認	第8回H15. 2.27
3	新市の名称に関する事	協議会確認	第7回H14.12.24	19-13	環境事務の取扱い	協議会確認	第9回H15. 3.26
4	新市事務所の市に関する事	協議会確認	第6回H14.11.22	19-14	塵芥処理の取扱い	協議会確認	第8回H15. 2.27
5	財産及び債務の取扱いに関する事	小委員会協議中		19-15	保健衛生の取扱い	小委員会協議中	
6	議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事	協議会確認	第4回H14. 9.25	19-16	各種社会福祉事業等の取扱い	小委員会協議中	
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する事	協議会確認	第8回H15. 2.27	19-17	介護保険の取扱い	小委員会確認	
8	地方税の取扱いに関する事(その1)	協議会確認	第9回H15. 3.26	19-18	病院、診療所の取扱い		
9	一般職の職員の身分の取扱いに関する事			19-19	小中学校、幼稚園の通学区域等の取扱い	協議会確認	第8回H15. 2.27
10	特別職等の身分の取扱いに関する事			19-20	学校教育の取扱い	協議会確認	第9回H15. 3.26
11	条例、規則の取扱いに関する事			19-21	学校給食の取扱い	協議会確認	第9回H15. 3.26
12	事務機構及び組織の取扱いに関する事			19-22	社会教育の取扱い	小委員会協議中	
13	一部事務組合等の取扱いに関する事			19-23	都市計画の取扱い		
14	使用料及び手数料等の取扱いに関する事			19-24	建設関係事業の取扱い	小委員会協議中	
15	公共的団体等の取扱いに関する事			19-25	公営住宅の取扱い	小委員会協議中	
16	各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事			19-26	上水道等の取扱い	小委員会協議中	
17	町、字の区域及び名称の取扱いに関する事	協議会確認	第8回H15. 2.27	19-27	下水道等の取扱い	小委員会協議中	
18	町の慣行の取扱いに関する事	小委員会確認		19-28	農林水産事業の取扱い	協議会確認	第9回H15. 3.26
19	各種事務事業の取扱いに関する事			19-29	商工観光事業の取扱い	協議会確認	第9回H15. 3.26
19- 1	自治会、行政連絡機構の取扱い			20	新市建設計画に関する事	小委員会協議中	
19- 2	情報公開の取扱い	協議会確認	第9回H15. 3.26	21	その他必要な事項に関する事		
19- 3	男女共同参画の取扱い	小委員会確認			定住促進事業の取扱い	小委員会確認	
19- 4	人権啓発の取扱い	協議会確認	第9回H15. 3.26		戸籍・住民登録事務の取扱い	小委員会確認	
19- 5	広聴広報の取扱い	小委員会確認			指定統計事務の取扱い	小委員会確認	
19- 6	消防団の取扱い	協議会確認	第8回H15. 2.27		財政事務の取扱い	小委員会協議中	
19- 7	防災関係の取扱い	協議会確認	第9回H15. 3.26		選挙事務の取扱い(その1)	協議会確認	第4回H14. 9.25
19- 8	姉妹都市等の取扱い	小委員会確認			選挙事務の取扱い(その1以外)	協議会確認	第9回H15. 3.26
19- 9	電算システムの取扱い	小委員会確認			地域活性化助成事業の取扱い	小委員会確認	
19-10	納税関係の取扱い	協議会確認	第9回H15. 3.26				

平成15年4月1日合併により誕生したまち

都道府県	新市・町名	構成市町村	人口(人)	面積(km ²)
宮城県	加美町	中新田町・小野田町・宮崎町	28,330	460.82
群馬県	神流町	万場町・中里村	3,210	114.69
山梨県	南アルプス市	八田村・白根村・芦安村・若草町・櫛形町・甲西町	70,116	264.06
静岡県	静岡市	静岡市・清水市	706,513	1,373.85
岐阜県	山県市	高富町・伊自良村・美山町	30,951	222.04
広島県	呉市	呉市・下蒲刈町	205,382	155.04
	大崎上島町	東野町・木江町・大崎町	10,131	43.20
香川県	東かがわ市	引田町・白鳥町・大内町	37,760	153.19
愛媛県	新居浜市	新居浜市・別子山村	125,814	234.27
福岡県	宗像市	宗像市・玄海町	91,147	111.50
熊本県	あさぎり町	免田町・上村・岡原村・須恵村・深田村	17,751	159.49

(※人口は平成12年国勢調査)



ちよっと聞いたろ

11回目です！

ベン太

のこちゃん、中学校の制服が似合うで。

スル乃

ちよっと大人っぽくなったんじゃない。

ノコちゃん

まだまだ子供よ。でも難しい合併の話もだいぶわかるようになってきたわ。

ベン太

協議会の方もだんだん生活に身近な税金や料金の問題が出てきて、本当にしっかり見ておかないとな。

スル乃

私たちの財布に影響してくるものね。

ユメ夫

協議の内容については、みなさんの議論の場に公開していますが、調整結果には新市としての将来的な見通しや方向性、全国的な流れ、地域格差等を考慮した内容が含まれています。

ベン太

ところで、水道と下水道の問題は一月に提案されたけど、まだ確認されんかいや。

カタル

小委員会では、一月十六日に提案されてから四回の協議を重ねていますが、委員の方々の意見が多く、継続協議となっています。

スル乃

どういう経過になっているの。

カタル

当初、現在の水道料金のまま新市に移行し、水道審議会等で全ての水道料金を統一していくことが提案されました。しかし、小委員会の協議の中で、統一した姿を示してほしいとか、統一して赤字がカバーできるのか、簡易水道など各町差があり統一は難しいといった意見が交わされました。こうしたことから本来施設別の会計である水道を考慮して、上水道と簡易水道

水道料金は決着せんかいや



役場窓口手数料 (小委員会確認)

区分及び種類		金額
① 戸籍	戸籍謄抄本	450円/通
	除籍謄抄本	750円/通
	戸籍記載事項証明	350円/件
	除籍記載事項証明	450円/件
	受理証明書	350円/通
	受理証明書(上質紙を用いる場合)	1,400円/通
② 住民基本台帳等	戸籍閲覧	350円/件
	住民票写し(1世帯をもって1件)	200円/件
	住民票記載事項証明	200円/通
	住民票閲覧	200円/件
	戸籍附票謄抄本	200円/通
	外国人登録原票写し	200円/通
③ 印鑑	外国人登録原票記載事項証明	200円/通
	身分又は身元に関する証明	200円/件
	印鑑登録証明書の交付	200円/枚
④ その他	印鑑登録証の再交付	500円/件
	臨時運行許可申請	750円/両
	公簿、公文書及び図面の閲覧	200円/件
	公簿、公文書及び図面の謄写	200円/件
	その他の証明	200円/件

ベン太

そうか、まだまだ協議の段階だということだな。

窓口手数料はどうなるの？



ノコちゃん

戸籍や住民票、印鑑証明の発行手数料も変わるの。

カタル

現在、各町役場の窓口で発行されている戸籍謄抄本、住民票の写し、印鑑登録証明書といったものについては手数料が徴収されています。戸籍などの発行手数料は、国が基準を定めており、六町とも同じですが、住民票など住民基本台帳に係る証明書、また印鑑登録証明書等については、各町の任意となっています。

スル乃

みんなだいたい同じような額になっているのね。

カタル

調整案では、利用実績がほ

とんだない「埋火葬証明書」と

「印鑑登録証の交付」に伴う手数料を廃止して、別表のような調整案となっています。

ベン太

新市になれば当然統一料金だし、どこでも出せるようになるだっちゃん。



スル乃

もう一つ大事なことが出てたわよね。

ノコちゃん

おばちゃん、国民健康保険税のこと。

カタル

国民健康保険税は、所得割、資産割、均等割、平等割などから決められており、各町それぞれ率や額が違います。今回、小委員会に出された調整案は、平成十四年度の実績を基にしたもので、所得割、資産割の率の統一と均等割、平等割の額が統一されています。

ベン太

国民健康保険税なんて、どこも

一緒だと思っとったね。

カタル

国保税額は病気などで医療機関にかかった方が多ければ支出が増え、それにより保険税額が増えます。また、所得に係る税ですので、被保険者の所得状況により税額が低くなったりもします。

ベン太

元氣な人が多ければ国保の会計から出て行く金も少なくして国保税が安くなり、またいくら所得割を高くしても、所得が低ければ税収もあがってこないということということだね。

カタル

小委員会では、所得割、資産割の率の統一と均等割、平等割の額の統一という保険税算定に係る基本的な考え方が提案されました。

スル乃

国保税の平準化って何。

カタル

国保税は、所得割、資産割などその人の能力による応能割と、均等割、平等割といった一律にかかる応益割に分けられます。平準化とは、相互扶助の制

度を強化することや、財政の安定性のため応益割と応能割の割合をおおむね半々になるように調整することです。

スル乃

平準化されれば、中間所得者層の負担軽減になるそうよ。

ノコちゃん

出産育児一時金は各町三十万円給付ということで調整はいらないけど、葬祭費は三万円に統一されたのね。

カタル

以前は、竹野川環境衛生組合の火葬料に連動していたころもありましたが、現在の火葬料の状況や丹後六町の現状を考慮し、三万円という提案をしています。

スル乃

水道代も国保料金も、私たちの生活に密接に関連しているから、もっともつと協議を深めてちょうだい。

ベン太

ところで、新しい市の建設計画はどうなっとるだ。

ユメ夫

これまで確認された協定項目の調整結果を踏まえ、鋭意検討しています。各町の皆さんの知

恵と工夫を結集し、よいまちづくりができるよう努力していますので、いましばらくお待ち下さい。

ベン太

早く良い計画を見せてくれーや。

スル乃

ちょっと前の新聞に「地域自治組織」がどうのこうのって出てたけど、地域審議会と同じもののなの。

ユメ夫

政府は、「自己決定・自己責任」という地方分権の理念のもとに、権限委譲等を推進するため、今年の三月に、政府の第二十七次地方制度調査会で意見交換が行われ、合併してできる基礎的自治体の中に、住民に身近な事務を受け持つ「地域自治組織」を置くことが検討されています。これは、合併後の住民自治を確保する手段として、合併特例法による地域審議会の制度に加え、これを発展させたものとなるよう新たに考えられているものです。

ベン太

どんなものだえ。

ユメ夫

地域審議会とは、合併後一定期間旧町単位に設置され、新市計画の進捗状況などについての市長の諮問に基づき、意見を述べたりするものとされています。これに対して「地域自治組織」とは、検討用の試案によると旧町単位、学区単位など市町村の判断で置くことができ、市町村の行政事務の内、例えばまちづくりといった身近な事業「地域共同体的な事務」を受け持つものとされています。

スル乃

支所的な機能を持つということなの。

ユメ夫

より住民に身近な、市役所の仕事を受け持つイメージですが、本来、地域社会の運営は住民の意思で自主的に行われるもので、それが「住民自治」と呼ばれるものです。行政は、地域の行財政運営を行うため、その自治の一部を住民から委任されているものです。「地域自治組織」とは、この「住民自治」を強化していく仕組みとして検討されているので、検討状況を見守る必要があります。

会議メモ



総務・企画・議会・小委員会



住民・福祉・教育小委員会



建設・産業小委員会



新市建設計画策定小委員会

三月二十六日開催 第9回合併協議会

- ◆平成十五年度合併協議会予算・・・承認
- ◆平成十四年度合併協議会補正予算(第一号)・・・承認
- ◆情報公開の取扱い
- ◆情報公開、個人情報保護等・・・確認
- ◆防災関係の取扱い
- ◆自主防災組織等の結成、地域防災計画の策定状況、防災無線、消火栓器具等・・・確認
- ◆選挙事務の取扱い(その二)
- ◆投票区、選挙運動用自動車及びポスター作成の公費負担等・・・確認
- ◆地方税の取扱い(その二)
- ◆固定資産税、住民税、軽自動車税等について・・・確認
- ◆納税関係の取扱い
- ◆住民税、固定資産税、国保税は集合徴収とし、十期で徴収する・・・確認
- ◆人権啓発の取扱い
- ◆人権啓発事業及び行政相談事業、保護司等・・・確認
- ◆環境事務の取扱い
- ◆生活排水処理計画、犬の登録、公道上の動物死体処理

- ◆及び環境基本条例等：確認
- ◆学校教育の取扱い
- ◆教育委員会の所掌事務、通学路の除雪、児童生徒健康増進事業、情報教育、人権教育等・・・確認
- ◆学校給食の取扱い
- ◆学校給食の形態及び補助・・・確認

三月十一日開催 建設・産業小委員会

- ◆農林水産事業の取扱い
- ◆農業振興地域・農林整備計画及び生産調整対策、国営事業負担金、農・林・漁業に係る受益者負担等・・・確認
- ◆商工観光事業の取扱い
- ◆雇用促進・職業能力向上支援及び後継者育成・新商品開発、利子補給、商工・観光イベント・・・確認
- ◆建設関係事業の取扱い(その七)
- ◆道路工事、排水路工事、河川工事に伴う受益者分担金等・・・確認
- ◆上水道等の取扱い(その二)(継続協議)
- ◆上水道、簡易水道、飲料水

- ◆供給施設の料金等・・・継続協議
- ◆下水道等の取扱い(その二)(継続協議)
- ◆公共下水、農業集落排水、漁業集落排水、合併浄化槽の利用料及び加入金等・・・継続協議

三月十一日開催 住民・福祉・教育小委員会

- ◆農林水産事業の取扱い(その九)
- ◆農道、林道、分収造林や農林水産関連施設の利用料等・・・確認
- ◆商工観光事業の取扱い(その八)
- ◆商工観光関連施設使用料等・・・確認
- ◆学校教育の取扱い(その七)
- ◆ヘルメット購入等就学奨励補助、奨学金等・・・確認
- ◆国民健康保険の取扱い
- ◆課税、軽減措置、保険給付等・・・継続協議
- ◆戸籍・住民登録事務の取扱い(その二)
- ◆窓口手数料について：確認
- ◆保健衛生の取扱い(その三)
- ◆健診体制、骨粗しょう症検

- ◆診等各種検診・・・確認
- ◆各種社会福祉事業等の取扱い(その八)
- ◆くらしの資金貸付事業、生きがい健康づくり事業等・・・確認

三月十九日開催 総務・企画・議会小委員会

- ◆選挙事務の取扱い(その二)
- ◆投票区、選挙運動用自動車及びポスター作成の公費負担等・・・確認
- ◆公共的団体の取扱いに関すること
- ◆各町の各種協議会及び商工会、観光協会等・・・継続協議
- ◆防災関係の取扱い(その二)
- ◆防災行政無線及び防火水槽、消火栓器具等・・・確認
- ◆表彰の取扱い
- ◆功労、功績、善行表彰等・・・確認
- ◆新市建設計画について(継続協議)
- ◆新市建設計画の素案について協議・・・継続協議

第12回

新市建設計画策定小委員会

日時

平成15年3月19日(水)

午後2時30分～午後4時7分

場所 弥栄町役場

出席者数 19人(欠席1人)

議事経緯

◆委員長あいさつ

◆会議の成立確認

◆議題

(一) 協議第一号 新市建設計画について・継続協議

◆六町全体の発展に資するまちづくりの重点テーマと主要事業の整理

主な意見

委員

学校教育・社会教育の中で、「教員の資質の向上」となっているが、教育現場には先生や事務職員、給食調理員さんも全て生徒に接するので「教員の資質の向上」とした方がよい。

委員

地域学習プログラムの中に「市誌編纂事業」というのがあるが、これは歴史資源保存

事業に位置づけた方がよい。

委員

市民参加のまちづくりの中で、「すべての人の社会参画支援事業」とあるが、現在男女共同参画社会は大きなテーマになっており、府内の市では全て男女共同参画計画というのも持っている。ここに、「男女共同参画」という言葉を明確に位置づけたらどうか。

委員

学校教育・社会教育の充実の中で、「高度な芸術・文化・スポーツ体感の場創出事業」とあるが、もうひとつピンとこないので検討してほしい。また、小中学校等施設整備事業の中に、「学校配置の適正化、通学区域の弾力化の検討」とあるが、これは整備とは関係なく、一つの大きな項目とした方がよいのではないか。

委員

商工業、観光交流の振興の中に、それぞれ商工会、観光協会との連携という文言をいれたらどうか。

町長

医療体制の充実に中に高度医療機器整備事業とあるが、住民の脳外科、心臓外科の設置といった高度医療への要望を踏まえ、丹後・与謝地域の中で府立与謝の海病院に要望していくといった内容を入れたいらどうか。

委員

病院については、一つのところを突出させるのではなく、それぞれに特徴を持たせたいらどうか。

委員

救急・休日医療体制確保事業とあるが、夜間診療などを充実させる必要があるのではないか。

町長

医師確保の難しい中、現状では当直していただいた医師に次の日も診察をしていただいている。こうした診療体制の中では、夜間診療というのは非常に難しく、時間内及び救急で対応していかねばならない。

委員

学校教育や保健・福祉体制

に出てくる、「幼保一元化等

の保育・就学前教育の高度化の検討」とあるが、「高度化」という表現は不適切ではないか。

◆新市建設計画(素案)について

主な意見

委員

新市建設計画(素案)の中で、「くらし」という言葉が、漢字であつたりひらがなであつたりまちまちである。また、新市の都市構造の中にある「地区核」という言葉を、もつと違った表現にできないか。観光的視点を中心とした地域資源の分布の中で、歴史資源に伝説しかあがっていない。

委員

自然資源の中に、丹後町の経ヶ岬や久美浜湾の四季などは入らないか。主な公共・公益施設については、もつと具体的に出すべきではないか。そして「峰山町に集中」とあるが、「峰山町を中心に」といった表現にできないか。

委員

目次の中で、新市の主要施

策の中身は、国・府の管理道

路や事業のことが出ているので、わざわざ京都府の事業を単独の見出しとせず、新市の主要施策の中に位置づけたらよいのではないか。

部会

京都府の事業は、建設計画の中でも大きな位置を占めるものであり、合併特例債も府と市にそれぞれ認められ、また事業の性格が違う。他の先進事例もそうなっているように、京都府の事業は別立てとしている。

委員

策定の方針や六町の概況など、もつと住民にわかりやすい文章とならないか。

町長

町の総合計画では文章表現より数字を多用しており、新市建設計画についても他の先進事例から概況等を詳しく書く必要はないと考えるが、六町の合併ということで多少表現しており、こういうものと理解していただきたい。

委員長

継続協議とする。

第15回

総務・企画・議会小委員会

日時

平成15年3月19日（水）
午前10時～午前11時33分

場所 丹後町役場

出席者数 13人（欠席1人）

議事経緯

◆委員長あいさつ

◆会議の成立確認

◆議題

（一）協議第一号

二一四 選挙事務の取扱い

（その二）…確認

主な意見

委員

投票所の数が非常に多く、また議員選挙の看板など大きくなり、設置できない場所もあると考えるが、合併時までに見直しをする余地はないのか。

部会

投票所の数については歴史経過があり、現行どおりという調整である。ポスター掲示場についてはサイズ的に無理な場所ができればと考え、それぞれの町で見直しを行い、合

併時の選挙では多少見直しができると考えている。

委員

住民アンケートの行政経費削減への期待が多いことを考え、合併時には特例を使わず選挙ということを確認したのに、投票所等選挙経費は変わらないということではないのか。

部会

住民の投票権にかかわる問題でもあり、距離的なことなど十分理解を得ることが大事と考える。しかし、これは現在の町の抱えている問題でもあり、合併を一つのきっかけとして検討していくということと、合併協議の中では現行どおりとせざるを得ないという調整結果になったことを理解していただきたい。

委員

候補者の自動車借上げ料やポスター作成費の公費負担は、一人どれくらいになるのか。

部会

国政選挙では最高限度額が定められており、それを参考とすると市長・市議会議員選挙では、一人当たり自動車借

上げ料は六万四千五百円×七日間ということで、市議会議員選挙の場合候補者が四十人あるとすると約千八百万円となる。ポスター作成費については一人当たり四十七万三千

委員

二十円となり四十人では約千九百万円となる。これ以外でも、現在やっている選挙用ハガキの公費負担は一人当たり十万円となっており、これら選挙の公営経費を合計すると四千百万円くらいになると考

部会

える。選挙執行については交付税の単位費用に算定される。

（二）協議第二号

一五 公共的団体の取扱いに

関すること：継続協議

主な意見

委員

現在、何らかの形で合併の取り組みが行われている団体はあるか。

部会

社会福祉協議会とシルバー人材センターは、一つのまちに一つの団体と法で定められているので協議が行われている。商工会については、新市発足時に合併することは見送

られたようだ。町単位にある団体は、合併が決まってからでない調整ができないものもあると考える。

委員

調整案が、六町に共通していて合併時に統合できるものとできないもの、またその他というように三つに分かれているが、どのような考え方で団体を分けているのか。

部会

各町議会で合併の議決が得られた後具体的な動きが出てくると考えるが、協議会で決定された方針、町からの補助金等について団体に示し、その後各団体で個別に調整を行

委員

ってもらうことになる。それが、合併までに調整ができれば発足時に一本化し、間に合わないければ新市移行後できるだけ早い時期に一つの団体となるよう努力していただくことになる。

部会

農林水産関連に農協が入っていないがどうか。

一つにということ、農協はすでに統合され一市九町で一つの団体となっているので、合併協議の中には入ってこない。

委員

合併特例法や地方自治法では、地方公共団体の長が公的団体に対し、総合調整を図るため指揮監督するところがあるが、経費節減の意味でも組織をスリム化するなどの指導が行えるのか。

部会

団体の内部事情もあり、人事などの指揮監督はできないと考えるが、新市として補助金の話になった時、市長の権限で合理化等経費節減についての言及は可能と考える。

委員

各町には、行政を補佐したり事業を担っている団体があるのかと思うが、合併による財政面など具体的なことが示されなければ、活動に支障があるのではないか。

部会

統合による一番の問題は補助金だと思う。現在はそれぞ

れの町で、それぞれの考え方で出しているが、合併後は新市の財政を考え調整せざるをえない。財政部会の方で一括して補助金を調整することになっていくが、補助金はそれぞれの担当課にまたがることから、総括しての報告という形になると考える。

委員

合併したらどうなるといったことを早く示し、それに向けた取り組みをすることを促すよう要請する。

委員

商工会では、当初、町が合併してから二、三年後というようなことがあった。当然、合併時に統合した方がいいことはわかってはいるが、府・町の補助金にばらつきがあること、それぞれに会員がいることなど非常に難しい状況になっている。だがリーダーシップをとって、いつまでに一本化していくことになるのかというところが非常に難しく参考例があれば教えていただきたい。

部会

現在、社会福祉協議会で調

整が進んでいるが、各町まちまちで非常に難しいと聞いており、最終的には法令に基づき、行政が指導監督に乗り出さねばならないかもしれないと考えている。商工会の統合については法で定められていないので、どこまで行政が中に入って調整できるのかはわからないが、新市発足後に各団体の活動に矛盾が生じ、調整が求められる中難航する場合、地方自治法にもあるように市長が指揮監督して調整に乗り出すことは考えられる。

委員

行政主導で調整をやらざるをえない部分もあるかと思うが、行政にできない部分を担い、協力するといった体制で地方分権を進めていく上で、こういった団体の果たす役割は大きいと考え、ある一定の指導は必要だが強制的、主導的ではだめだと思える。また、財政的に判断するのに、各団体の活動の中身を理解していただきたい。これからのまちづくりに影響を及ぼす考えるので、指導以上の介入は避

けていただきたい。

部会

あくまでも、それぞれの団体での調整が第一と考える。行政側から一本化を示すのではなく、協議会の方針を通知し、活動内容や補助金を取りまとめ示し、各団体ごとに調整がされることになるかと考えるが、その中で要請があつて初めて行政が入って調整ということになるかと考えている。

委員長

いろいろな意見もあり、継続協議とする。

(三) 協議第三号

一九一七 防災関係の取扱い

(その一)・・・確認

主な意見

委員

消火栓ボックスの更新は新市で行うのか。

部会

消火栓器具の新設・更新は全て市でやっていく。

委員

現在、防災行政無線の整備されている三町はアナログだが、調整案にあるようにあとの三町に整備されるのはデジ

タルということになるかと思うが、新市では二系統となるのか。

部会

今ある三町についてはアナログで、あとの三町はデジタルになるかと思う。既存の三町については、一つの町には一つの周波数ということであるが、更新時にデジタルに統一していくことになるかと考えるので、新市移行時は二系統での運用となり各支所から情報を提供することになる。

委員

消火栓は初期消火に大切なものだが、消防水利の基準とあったことから各町どうなっているのか。不足するところから整備することになるのか。

部会

消火栓については予算の範囲内で、配分は調整されるところ。消火栓の整備状況は、峰山町が上水道に四百八十、簡易水道に四、大宮町は上水道に二百六十一、簡易水道に百九十七、網野町は上水道に三百六十七、簡易水道に二百十四、丹後町は上水道に百三十五、簡易水道に二百二十、弥栄町は簡易水道に三百五十二、久美浜町は簡易水道に九百五箇所となっている。

(四) 協議第四号

二一五 表彰の取扱い・・・確認

・・・確認

主な意見

委員

表彰制度については、現行の各町の表彰基準をもとに調整とあるが、その基準とはどういうことか。

部会

新市において表彰基準は新たに作成することになるが、今の各町の基準を参考にすること、市としての基準を作っていくことになるかと考える。



消火栓及び消火栓器具の新設・更新は全額新市負担

第13回

住民・福祉・教育小委員会

日時

平成15年3月11日（火）

午前9時30分～午後0時18分

場所

大宮町ふれあい工房

出席者数 11人（欠席3人）

主な議題

（一）協議第一号 一九二〇 学校教育の取扱い

（その七）

（二）協議第二号 一九二一 国民健康保険の取扱い

（三）協議第三号 二二一六 戸籍、住民登録事務の取扱い（その二）

（四）協議第四号 一九二五 保健衛生の取扱い

（その三）

（五）協議第五号 一九二六 各種社会福祉事業等の取扱い（その八）

議事経緯

◆委員長あいさつ

◆会議成立確認

◆議事

（一）協議第一号

一九二〇 学校教育の取扱い

（その七）…確認

主な意見

委員

育英事業の中の奨学資金については、弥栄町だけ社会福祉協議会の取扱いだが調整等できているのか。

部会

現在も、町教委と社会福祉協議会が連絡調整を密に行っており、問題は生じていない。

委員

教科の複数担任制（ティームティーチング事業）について、各町配置している人員にばらつきがあるが、新市でもその人数を確保するのか。



複数担任制のティームティーチング事業

部会

いずれも京都府が教員配置を行っているものだが、必要な人数は要望していきたい。

委員

奨学資金の給付事業は新市においても行われるのか。また国際交流など積極的に実施できる調整をお願いしたい。

部会

給付については新市においても行いたいと思っている。

委員

奨学資金の制度については奨励する意味でももっと説明していただいてこれを活用していけるようにお願いしたい。

部会

一層の広報に努めたい。

（二）協議第二号

一九二一 国民健康保険の取扱い…継続協議

主な意見

委員

丹後町は六町の中で一番低い国保税額となっているが、今後どうなるのか。

部会

丹後町については、別の税率で平成十九年までにゆるや

かに統一していく方向で、残り五町は合併時に統一を考えている。六町それぞれの国保の財政状況を合併時に調整し、税率を定めていく予定である。平成十四年度実績でいくと、五万四千百三十八円とというのが六町の平均的な額となる。

委員

町により額が違うのは、所得・資産割の率の違いによるものか。

部会

国保税は所得にかかるということで、被保険者の所得状況が関係してくる。いくら税率を高くしても、所得がなければ税額はあがってこないということになる。また、均等割・平等割といった応益割合は、上げた分だけ入ってくる。

したがって、税額が低い町については、率を上げて所得が低い町は、国保税額があがってこないこととなる。

委員

高額療養費貸付が、網野町では非常に多いがどうなっているのか。

部会

高額の療養費貸付が、網野町では非常に多いがどうなっているのか。



国民健康保険は保険税により町が運営しています。

部会

平成十三年度の実績となっているが、重症で医療費の高い人が多かったと聞いている。

委員

激変緩和措置ということとで、段階的に統一される丹後町から他町へ転出すると、税額はどうか。

部会

丹後町から出れば他の五町と同じ税率に、また他の五町から丹後町に行けば、そちらの税率となる。賦課、収納など別々に行っていないかなければならないが、支障のないように実務を進めたい。

委員

保険給付の葬祭費は、なぜ

三万円に統一したのか。

部会

府内を調べると、五万円のところが二十一団体、四万円が三団体、三万円が十三団体となっている。従来、火葬料との均衡を図って来たこと及び丹後六町では三万円のところが多いためこの案とした。

委員

均等・平等割を四五～五五％に抑える平準化がされていない町の取り組みはどうか。

部会

新市になれば絶対にやって行かねばならないことと考へ、未実施の三町は十五年度実施の方向で予算提案されており、段階的に調整をしなからやっていきたい。

委員

応益割を増やすということとは、所得があっても無くてもすべての人にかかってくるということになり、平準化にあたり困難が予想されないか。また、丹後町など十九年度を目途に段階的にやっていくということだが、具体的にはどうか。

部会

合併時に繰越金や基金を持ち寄り、移行期間の医療費の動向を見て国保税額を考えることとなる。低い方に合わせると基金等を早期に食いつぶしてしまい、何年間か後にすぐ値上げという結果を招くため、この手法はとりにくい。

事務局

十四年度の状況をもとに六町全体の平均を五万四千百三十八円と試算しているが、これを町別に適用すると、四万九千円程度となり、実際の引き上げ幅が大幅に圧縮されている。

また、試算した国保税額は基金からの繰り入れを想定しており、値上がりを防ぐため基金を六年程度で全て取り崩す前提となっている。しかし、将来の財政状況はわからないので、現時点での予定数字である。

委員長

継続協議とする。

(三) 協議第三号

二一六 戸籍、住民登録事務の取扱い

(その二)・確認

主な意見

特になし

(四) 協議第四号

一九一五 保健衛生の取扱い

(その三)・確認

主な意見

委員

新市における健康診査などで、自己負担金を徴収しないという調整だが、部会の中の意見にはどんなものがあったのか。

部会

自分の健康チェックは自分の意志でやるということから、自己負担もやむなしという意見もあったが、多くの人に受診していただくということで無料となった。

(五) 協議第五号

一九一六 各種社会福祉事業等の取扱い

(その一)・確認

主な意見

委員

暮らしの資金貸付事業における滞納金の整理についてどう考えているか。

部会

税を財源として貸し付けているもので、貸したものは返してもらわねばならず、平成



新市での健診は自己負担ゼロ

部会

調整結果については、こういう基本線で一元化するということで、今後作業をやらせていただきたいということを出している。

事務局

住民の生活にかかわるものは全て提案し、方向性等について協議願うということで提案をしているが、ここに出てくるものは現在の国の制度に基づくもので、国の制度が変われば町の実施がなくなったり変更するものが出てくるなど、移行時までに国等の動向を見定める必要があるということもご理解いただきたい。

委員

介護用品の貸出し事業については、介護保険制度の趣旨に反するという事で廃止という調整となっているがどういうことか。

部会

介護保険制度の中では、一部負担をして給付、もしくはレンタルということになっており、両制度が混在すると不公平になるため整理を考えている。

調整結果は出てくるのか。

委員

議会の議決を得るまでに、調整結果は出てくるのか。

第13回 建設・産業小委員会

日時

平成15年3月11日(火)

午後2時30分～午後5時17分

場所 あみの図書館

出席者数 14人

議事経緯

◆副委員長あいさつ

◆会議の成立確認

◆議事

(一) 協議第一号

一九二四 建設関係事業の

取扱い(その七)

・・・確認

主な意見

委員

市道については、新市移行後一、二、三級といったように区分するの。

部会

現在の町道は、昭和五十六年の道路法に基づき認定替えが行われたが、それ以降実施されていない。見直しの時期にはきていると思うが、それは国、府からの指示によるもので、市が勝手に決めていいものではない。

委員

一級と二級では道が違うと考えるが、現行の段階別の枠をはずし一律に分担金を課するというのか。そうであれば、用地測量費という準備調査費的なものが分担金対象事業費の中にあるかどうか。

部会

京都府の工事の場合、事務費から工事費にいたる全てが分担金対象となっているが、新市では事務的経費は外し、工事に直接要した経費としていきたい。

委員

道路改良工事などは区の要望事項で、分担金は区が払うことになると思うが、行政サービスという観点から対象事業費目が減らせないか。

部会

一級二級といった道路の新設・改良については国や府の補助を得るものや起債事業がほとんどで、現実的には分担金は発生しにくい

と考える。

(二) 協議第二号

一九二六 上水道等の取扱い(その一)・・・

・・・継続協議

主な意見

部会

水道料金の考え方として、上水道については対象四町全てで健全経営されており値上げは適当ではないであろうということから、平均値に近い網野町の料金体系を基本に従前の収入額を上回らないように想定した。基本料金については、それぞれの町の五ト相当の基本料金総額二百九十二万円を、対象の四町の給水戸数三千四百戸で割り端数処理をして九百円を設定した。また、網野町、丹後町の口径別の料金は廃止を考慮しており、メーター機の使用料については口径別で統一していく。簡易水道料金は、各町とも苦しい経営を行っているため、現行の収入を確保することを前提として考え、上水道料金を参考に従量料金についてはそれぞれ二十円安い設定とし



口径別の使用料設定が提案された量水器

た。定額料金地域についてはその歴史を考慮して料金体系はそのままとしている。

委員

上水道については網野町を基本ということだが、簡易水道についてはどこが基本となっているのか。上水道の場合、網野町に合わせると調整の差が少ないが、簡易水道についてはばらばらである。簡易水道については弥栄町などの新料金体系をシミュレーションしてみ

るとか、また現行調整案でもっと違った緩和措置を設けるとか協議をしたらどうか。

部会

簡易水道料金については、

現在の料金収入を維持していかうとするとやむをえない。現在、弥栄町よりはるかに高い水道料金を払っているところもあり、平等性を考えた。

委員

合併は、住民サービスをこれ以上後退させないためのもものと認識しており、その平等性というので住民が納得するだろうか。

委員

大宮町でもそれぞれの簡易水道施設により料金が異なり、調整案では緩和措置が設けられている地域がある。料金は安いにこうしたことはないが、赤字覚悟で合併するなら一般会計から繰り入れるなど政治判断になると考える。

部会

弥栄町は、給水人口は少ないが水源に恵まれており水質もよく、給水原価が他町よりも安いと考える。

委員

弥栄町には、伝統的に独特の住民サービスの姿勢が

あるが、それができないとなると、合併までに住民にそのことを説明する責任があると考ええる。

委員

ガスの検針は電話回線で行えるが、水道ではできないのか。

部会

可能だと考えるが、現在のメーターではできないので全てを変える必要がでてくる。

委員

水道は施設別の独立採算が原則であれば、統一料金により赤字になるところが出てくると考えるがどうするのか。数年の内に料金を上げて行くことになるのか。

部会

新市では一つの会計となるので、全体での収支バランスとなる。また、料金の維持ということは、この料金体系では難しく現在の一般会計からの補助的なものは新市でも必要と考える。四～五年後にはさらに見直しをする必要があると考える。

委員長

継続協議とする。

(三) 協議第三号

一九一七 下水道等の取扱い

(その二) 継続協議

主な意見

部会

公共下水道と集落排水事業については、峰山・大宮公共下水道事業を基に水量制で一本化して統一料金としたい。

委員

弥栄町は下水道については工事が完了し、他町に比べ圧倒的に加入戸数が多いのに調整案では料金が上がる。今後、他町で整備されている下水の進捗状況も見

て考えていただきたい。

部会

まだまだこれから加入人口が増えてくるが、一番対象人口の多い峰山・大宮の、水量別料金体系に合わせるのが将来的に好ましいと考えた。

委員

料金の決定について、峰山町に合わせるという調整では、判断材料に欠けると思うが。

委員長

下水道については将来的に財政負担が出てくると考えるが、そういった負担を伴うなどの具体性を住民に示す必要があると考える。本日は、具体的な数字が出されたということで、持ち帰り検討していただくというところで継続協議とする。

(四) 協議第四号

一九一八 農林水産事業の取扱い(その九)

・・・確認

委員

分収造林(町行造林)については、新市では採算性

を主に考えるのか環境を中心に考えるのか。

部会

地球温暖化などの関係で、杉・檜など針葉樹のみの植林は認められておらず、針葉樹のみの植林には現在補助もなく公社公団でも扱っていない。町行造林などで植えられた杉・檜がほったらかしで山が荒れ、今後保育、間伐が重要視されている。現在、木材は採算性が悪く、当初五十年契約だったものが、保育重視で八十年契約に切り替えられている。

委員

この事業は、昭和の大合

併時から引き続いて行われてきただろうが、中には財産価値の高いものもあると考えるが、契約替えの時、財産評価されるのか。

部会

評価はしていない。現在では木材が売れないという状況である。

委員

現在は財産価値がないということ、昔のように分収造林は進めていけないということか。

部会

昔は財産価値があったが、今は間伐材を売ってもその搬出費用が捻出できない。しかし、売れないからといってほっとけず、山を守る意味でも保育は実施していく。また植林は広葉樹というように大きく変わってきている。

(五) 協議第五号

一九一九 商工観光事業の取扱い(その八)

・・・確認

主な意見

特になし



景観を考えた下水道終末処理施設



間伐により保全される杉・ひのきの造林



峰山町 いさなご工房オープン!

ウディいさなごに隣接し、いさなご工房がオープンしました。陶芸を中心に、粘土工芸等の創作活動にご利用いただけます。



大宮町 チャレンジデー 2003

5月28日(水)世界中で開催される住民参加型スポーツイベント。この日一日の住民のスポーツ参加率を競います。今年の対戦町は、静岡県大須賀町と宮城県加美町中新田地区です。



網野町 朝日神社の子ども相撲

網野町旭区にある朝日神社で例祭が行われます。境内では恒例の子ども相撲大会が開催され、浅茂川地区の子どもたちの熱の入った取り組みが展開されます。



丹後町 修学旅行で地引き網体験

5月になると、京都府南部の小学生が修学旅行に訪れ、地引き網を体験します。50cmのスズキやタイなどに子供たちは大はしゃぎです。



弥栄町 稚アユの放流

アユ釣りの解禁を前にした5月下旬、宇川上流の野間川流域では、野間小学校児童と野間漁業協同組合関係者らにより稚アユの放流が行われます。



久美浜町 くみはま交流わ(和)、わ(話)、わ(輪)まつり

毎年5月3日、和・話・輪の3つの「わ」をテーマに、「かぶと山公園まつり」「1万人のフリーマーケット」「ぼくとわたしのなぜなぜ?科学教室」が、それぞれの会場で開催されます。

■今後の会議予定(傍聴人数は予定)

			傍聴人数				傍聴人数
総務・企画・議会小委員会	4月15日(火) AM9:30~峰山町役場	10人	5月20日(火) AM9:30~丹後町役場	10人			
住民・福祉・教育小委員会	4月10日(木) AM9:30~弥栄町役場	10人	5月21日(水) AM9:30~弥栄町役場	10人			
建設・産業小委員会	4月10日(木) PM2:00~あみの図書館	10人	5月23日(金) AM9:30~あみの図書館	10人			
新市建設計画策定小委員会	4月15日(火) PM1:30~峰山町役場	10人	5月23日(金) PM2:00~あみの図書館	10人			
第10回 合併協議会				4月18日(金) PM1:30~丹後町中央公民館	30人		

※小委員会及び協議会の日程・場所については変更される場合があります。

編集・発行 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会事務局
〒627-0025 京都府中郡峰山町字堺29番地
TEL 0772-69-5252 FAX 0772-69-5253

ホームページ <http://www.gappei6.com/>
Eメールアドレス webmaster@gappei6.com